

一般社団法人日本古生物学会 定款案

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本古生物学会（以下「本会」という。）とする。

- 2 本会の英語表記は、Palaeontological Society of Japan とする。
- 3 本会の略称は、PSJ とする。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、古生物学及びこれに関係ある諸科学の進歩及び普及を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会誌そのほかの出版物の発行
- (2) 学術講演会の開催
- (3) 普及のための採集会・講演会そのほかの各種会合の開催
- (4) 研究の援助・奨励及び研究業績、並びにこれらに関連する実務に対する功労の表彰
- (5) 関連する諸団体との交流および協力
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(法人の構成員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- (1) 普通会员 本会の目的に賛同して入会した個人。ただし、下記(2)に定める特別会員及び(4)に定める名誉会員となった者を除く。
- (2) 特別会員 本会及び任意団体である日本古生物学会に通算して 10 年以上普通会员として在籍し、古生物学について業績のあるもので、特別会員 5 名の推薦のあったものにつき理事会の決議によって承認された個人。
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助するため入会した法人及び団体。
- (4) 名誉会員 古生物学について顕著な功績のある者で、次にあげる基準のいずれをも満たし、理

事会が推薦し、総会の決議で定められた個人。

- 1) 年齢が満 75 歳以上であること
- 2) 本会及び任意団体である日本古生物学会に通算して 50 年以上普通会员又は特別会員として在籍していること
- 2 前項の普通会员、特別会員及び名誉会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第 6 条 本会の普通会员及び賛助会員になろうとする者は、別に定める会費を添えて入会申込書を提出し、執行理事会の承認を得なければならない。

- 2 理事会で特別会員候補者として承認され、かつ本人が承諾した者は、特別会員に会員種別を変更する。
- 3 総会で名誉会員への推戴が決議された者は、名誉会員に会員種別を変更する。

(年会費)

第 7 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、別に定める年会費を支払わなければならない。

- 2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、退会届を執行理事会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 退会時に未納の会費がある場合は、これを完納しなければならない。

(除名)

第 9 条 会員が本会の名誉を著しく傷つける行為を行ったときその他正当な事由があるときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第 10 条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の年会費の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 普通会员、特別会員及び名誉会員の全員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散したとき。

第 4 章 総会

(構成)

第 11 条 総会は、すべての普通会員、特別会員及び名誉会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 名誉会員の選定
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額の決定
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 普通会員、特別会員及び名誉会員の総数の 5 分の 1 以上の議決権を有する普通会員、特別会員及び名誉会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が総会に出席していない場合は、出席している普通会員、特別会員及び名誉会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、普通会員、特別会員及び名誉会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、議決権の 10 分の 1 を有する普通会員、特別会員及び名誉会員が出席し、出席した当該普通会員、特別会員及び名誉会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総普通会員、特別会員及び名誉会員の半数以上であって、普通会員、特別会員及び名誉会員の議決権総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 普通会員、特別会員及び名誉会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。
- 4 普通会員、特別会員及び名誉会員は、書面又は電磁的方法による議決権の行使ができる。
- 5 代理人及び書面又は電磁的方法により議決権を行使した者は、総会の出席者として取り扱う。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会に出席した普通会員、特別会員及び名誉会員より議長が指名した議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設置)

第 19 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上

(2) 監事 1 名以上

2 理事のうち 1 名を会長とする。

- 3 会長以外の理事のうち数名を業務執行理事（会長以外の理事であって理事会の決議によって本会の業務を執行する理事として選定されたもの及び本会の業務を執行したその他の理事をいう。）とする。

- 4 本条第 2 項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員の選任)

第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(責任の免除及び責任限定契約)

- 第 25 条 本会は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 本会は、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でない者に限る。）又は監事との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 理事会

(構成)

- 第 26 条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 27 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第 28 条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議長)

- 第 30 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議事録)

- 第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 執行理事会

(執行理事会)

- 第 32 条 本会は、執行理事会を置く。
- 2 執行理事会は、すべての業務執行理事をもって構成する。
- 3 執行理事会に関する詳細は、別に定める。

第 8 章 名誉会長

(名誉会長)

- 第 33 条 本会は、名誉会長を置くことができる。
- 2 名誉会長については、別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

- 第 34 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 35 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものと

する。

附 則

(事業報告及び決算)

第 36 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の分配禁止)

第 37 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 39 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 40 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 41 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 42 条 この法人の設立当初の事業年度は、第 34 条の規定にかかわらず、本会の成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

第 43 条 本会の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

住所 ○○○○

氏名 ○○○○

住所 ○○○○

氏名 ○○○○

住所 ○○○○

氏名 ○○○○

住所 ○○○○

氏名 ○○○○

住所 ○○○○

氏名 ○○○○

2 前項の設立時社員各位は、第 6 条の規定にかかわらず、第 5 条第 1 項第 2 号に定める特別会員とする。

第 44 条 本会の設立時理事は次のとおりである。

理事 ○○○○

理事 ○○○○

第 45 条 本会の設立時監事は次のとおりである。

監事 ○○○○

第 46 条 本会の設立時代表理事は次のとおりである。

住所 ○○○○

氏名 ○○○○

第 47 条 本会の設立時の主たる事務所の所在場所は次のとおりである。

主たる事務所 東京都●●●

第 48 条 任意団体である日本古生物学会の普通会员、特別会員、賛助会員、又は名誉会員である者が本会の会員となることを希望する場合には、第 6 条の規定にかかわらず、理事会の決議をもって本会の普通会员、特別会員、賛助会員、又は名誉会員とする。

第 49 条 本附則第 42 条から本条は、令和 9 年 3 月 31 日の経過をもって削除する。